

# KURURU等取扱規則

(2024年12月)

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 発売（第11条－第15条）
- 第3章 運賃の減額（第16条）
- 第4章 効力（第17条－第21条）
- 第5章 再発行、交換（第22条－第25条）
- 第6章 払いもどし（第26条）
- 第7章 特殊取扱い（第27条）
- 第8章 その他（第28条－第29条）
- 附 則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「当協議会」という。）におけるICカードを媒体とした乗車券（以下「ICカード」という。また、このうち当協議会が発行する別表1に示したICカードを「KURURU」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便向上と業務の適切な遂行を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「地域交通事業者」及び「カード発行事業者」とは、別表2に規定する事業者をいう。
- (2) 「IC取扱事業者」とは、地域交通事業者及び東日本旅客鉄道株式会社をいう。
- (3) 「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当するICカードに記録される金銭的価値をいう。
- (4) 「記名式カード」とは、個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録されたKURURUをいう。
- (5) 「無記名式カード」とは、前号以外のKURURUをいう。
- (6) 「一般カード」とは、大人の利用に供する記名式カードをいう。
- (7) 「小児カード」とは、小児の利用に供するものであってカードに小児の使用者情報を記録した記名式カードをいう。
- (8) 「障害者カード」とは、障害者割引運賃が適用される者の利用に供するものであってカードにその者の使用者情報を記録した記名式カードをいう。
- (9) 「小児障害者カード」とは、小児障害者割引運賃が適用される者の利用に供するものであってカードにその者の使用者情報を記録した小児カードをいう。
- (10) 「IC定期乗車券」とは、地域交通事業者の定期乗車券の機能を付加したKURURUをいう。
- (11) 「チャージ」とは、SFを積み増すことをいう。
- (12) 「デポジット」とは、利用者にKURURUを交付するに際し、カード返却時に返却することを条件に収受する金銭をいう。
- (13) 「バスリーダ・ライター」（以下、「バスR/W」という。）とは、ICカードへの情報書込み又はICカードからの情報読取りを行う装置をいう。
- (14) 「IC運賃」とは、普通旅客運賃のうち、1枚のICカードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。
- (15) 「KURURUバスポイント」とは、KURURUバスポイント取扱規則に基づき付与されるポイントサービスをいう。
- (16) 「おでかけパスポート」とは、70歳以上の長野市、飯綱町、高山村、小川村に在住する者のうち、当該市町村（以下、「おでかけパスポート実施主体」という。）に申込をした者に発行する記名式カードをいう。

(適用範囲)

第3条 KURURUの使用については、この規則で定めるほかアルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約書及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例及び飯綱町 i バス運行協定書及びこれらに対する特約等（以下、「運送約款等」という。）で定める。

2 地域交通事業者において旅客の運送等を行う ICカードは、次の各号のとおりとする。

- (1) 当協議会が発行する「KURURU」
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社が相互利用を行う以下の ICカード
  - ア 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」
  - イ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」
  - ウ 株式会社パスモが発行する「PASMO」
  - エ 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」
  - オ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「mana」
  - カ 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」
  - キ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」
  - ク 株式会社スルッとKANSAIが発行する ICカード
  - ケ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」
  - コ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」
  - サ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
  - シ 株式会社ニモカが発行する「nimoca」

3 前項にかかわらず、前項第2号及び第3号に定める ICカードのうち、一部の ICカードについて、ICカードを処理する機器で使用できない場合がある。

4 第2項第2号及び第3号に定める ICカードにおいては、それぞれ次に掲げる取扱いは行わない。

- ア 第11条（発売）
- イ 第18条（個人情報変更）
- ウ 第21条（紛失再発行）
- エ 第22条（障害再発行）
- オ 第23条（交換）
- カ 第25条（払いもどし）
- キ 第26条（変更）

5 この規則が改定された場合、以後のKURURUによる旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

6 この規則に定めのない事項については、法令、運送約款等、東日本旅客鉄道株式会社が定める ICカード取扱規則及びこれらの規則に対する特約等の定めるところによるほか、当協議会において適切に判断する。

7 KURURUバスポイントに係る取扱いについては、KURURUバスポイント取扱規則で定める。

(契約の成立)

第4条 KURURUの使用に関する契約は、当協議会が使用者にKURURUを発行したときに両者の間において成立する。

2 ICカードによる個別の旅客運送契約は、バスR/Wで処理を受けたとき又は乗車したときに、旅客と当該運送役務を提供するIC取扱事業者の間において成立する。

(使用方法及び制限事項)

第5条 ICカードを使用して乗車するときは、バスR/Wが設置されている車両の場合は乗車R/Wで乗車処理を行い、降車するときは、バス降車R/Wで降車処理をしなければならない。また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のICカードによりバスR/Wで降車処理を行わなければならない。

2 1回の乗車につき、2枚以上のICカードを同時に使用することはできない。

3 運賃支払い時に、SF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は地域交通事業者が別に定める方法で運賃を支払う。

4 運賃支払い時に、KURURUバスポイント残高が減額する運賃相当額に満たないときは、SF、現金又は地域交通事業者が別に定める方法で運賃を支払う。

5 ICカードのSFを使用して定期乗車券及び地域交通事業者が別に定める乗車券等との引換えはできない。

6 10円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き、旅客運賃等に充当することはできない。

7 記名式カードは、当該記名式カードに記録された記名本人以外が使用することはできない。

8 小児カード及び小児障害者カードは、有効期限終了後は使用することができない。

9 偽造、変造又は不正に作成されたICカード、SFの機能を使用することはできない。

(個人情報の取扱い)

第6条 記名式カードに係る次の各号の申込みの際やその他の場合に取得した個人情報は、当協議会及び東日本旅客鉄道株式会社が管理する。

(1) 記名式カードの購入

(2) 無記名式カードから記名式カードへの変更

(3) 記名式カードの個人情報変更

2 当協議会は、取得した個人情報を次の各号の目的で利用する。

(1) 記名式カードの購入、変更、払いもどし等の申込内容の確認

(2) 当協議会から利用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

(3) 当協議会が提供する商品・サービスの実施及び改善

(4) 個人を特定できないように修正した統計情報の基礎資料

3 当協議会は、前項の範囲内でIC取扱事業者及びおでかけパスポート実施主体からの照会に応じて、取得した個人情報を知らせることがある。

4 第1項各号の希望者が、前各項に同意しないときは、その取扱いを行わない。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとす。

(取扱車両等)

第8条 ICカードの取扱車両は、当協議会の指定するバス等車両において行うものとする。

2 おでかけパスポートの取扱車両ないし取扱対象路線については、おでかけパスポート実施主体において別に定める。

(KURURUの所有権)

第9条 KURURUの媒体としての所有権は、カード発行事業者に帰属する。

2 KURURUが不要になったとき又は失効したときは、KURURUをカード発行事業者に返却しなければならない。

(デポジット)

第10条 利用者にKURURUを発売する際には、デポジットとしてカード1枚につき500円を収受する。

2 利用者がKURURUを返却したときは、第22条又は第26条の定めにより、デポジットを返却する。

3 デポジットはSFの使用等に充当することはできない。

## 第2章 発売

(発売)

第11条 KURURUは、当協議会及び地域交通事業者等の営業所等で発売する。なお、おでかけパスポートについては、おでかけパスポート実施主体が指定する窓口で発売する。

2 障害者カードの申込みに際しては、所定の申込書を提出し、かつ地域交通事業者が定める障害者割引運賃の適用資格を満たす事実を確認するための公的証明書等を呈示しなければならない。

3 小児カードの申込みに際しては、所定の申込書を提出し、かつ当該小児の年齢を確認するための公的証明書等を呈示しなければならない。

4 小児障害者カードの申込みに際しては、所定の申込書を提出し、かつ当該小児の年齢及び地域交通事業者が定める小児障害者割引運賃の適用資格を満たす事実を確認するための公的証明書等を呈示しなければならない。

5 おでかけパスポートの申込みに際しては、おでかけパスポート実施主体が定める方法で行うものとする。

6 無記名式カード及びおでかけパスポートは、IC定期乗車券の機能を搭載することができない。

(発売額)

第12条 KURURUの発売額は、1,000円（デポジット500円を含む。）とする。

2 前項にかかわらず、地域交通事業者は、発売額を変更して発売することがある。ただし、発売額は1,000円単位とし、デポジットを含めて20,000円を超えることはできない。

3 当協議会が特に認めた場合は、発売額を500円（デポジット含む。）として発売することがある。

（レファレンスペーパー）

第13条 記名式カードを発売した場合は、当該記名式カードの情報を印字したレファレンスペーパーを同時に発行する。

2 レファレンスペーパーは本人の覚えであり、KURURUとしての効力はない。

3 記名式カードを使用する場合は、原則として当該記名式カードのレファレンスペーパーを所持するものとし、係員より呈示を求められたときは、これを拒んではならない。

4 IC定期乗車券の障害又は機器の故障によりIC定期乗車券が使用できなくなった場合、地域交通事業者が認めたときに限り当該IC定期乗車券とレファレンスペーパーを提示することにより乗車することができる。

（チャージ）

第14条 ICカードは、ICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

2 1枚当たりのSF残額は、20,000円を超えることはできない。

（SF残額及び履歴の確認）

第15条 ICカードのSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 ICカードのSF利用履歴の表示又は印字は、ICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないSF利用履歴

(2) 第22条又は第23条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF利用履歴

(3) 第24条の規定によりカードを交換したときの交換前のSF利用履歴

(4) 第26条の規定によりカードを払いもどした後の払いもどし前のSF利用履歴

### 第3章 運賃の減額

（運賃の減額）

第16条 旅客がICカードを用いて乗車する場合、運賃の支払い時にSFからの減額をもって運賃の支払いにあてることができる。

### 第4章 効力

（効力）

第17条 ICカードにより乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車後は、当日限り有効とする。なお、同一乗車で午前0時を跨いだ場合は、当日使用と

みなす。

(2) 途中下車の取扱いはしない。

(3) 前各号に定める以外の事項については、運送約款等の定めにより取り扱う。

2 IC定期乗車券により乗車する場合の効力は、運送約款等の定めにより取り扱う。

3 小児用のIC定期乗車券にあつては、当該定期乗車券を付加した小児カード及び小児障害者カードの有効期限を経過した場合は、当該定期乗車券の有効期間にかかわらずその効力を停止する。

(定期券効力外利用時における取扱い)

第18条 旅客がSFをチャージした有効期間内のIC定期乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

2 有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

(記名式カードの個人情報変更)

第19条 改氏名等により、旅客の個人情報と記名式カードに記録された個人情報に相違が生じたときは、速やかに所定の申請書及び当該記名式カードを当協議会、IC取扱事業者又はおでかけパスポート実施主体に差し出して、個人情報の変更を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第20条 ICカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は無効として回収する。この場合、デポジット及びICカードに記載されている一切の金銭的価値や乗車券等は返却しない。

(1) 乗車処理後のICカードを他人から譲り受けて使用した場合

(2) 記名式カードを第5条7項に反して記名人以外の者が使用した場合

(3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入したICカードを使用した場合

(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

(5) 偽造、変造又は不正に作成されたICカードを使用した場合

(6) 旅客の故意又は重大な過失によりICカードが障害状態になったと認められる場合

(7) IC定期乗車券の使用に際し、地域交通事業者の運送約款等に定める、定期乗車券が無効となる事項に該当した場合

(8) その他不正乗車の手段として使用した場合

(有効期限)

第21条 小児カードと小児障害者カードは、当該児童が12歳に到達したあと最初に迎える3月31日までを有効期限とする。

2 おでかけパスポートの有効期限はおでかけパスポート実施主体において別に定める。

## 第5章 再発行、交換

(紛失再発行)

第22条 記名式カードを紛失した場合で、当該記名式カードの記名人が所定の申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って、請求日翌日の営業開始時間までに紛失した記名式カードの使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下、「再発行整理票」という。）交付の手続きを行う。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該記名式カードの記名人本人であることを証明できること。
  - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当協議会又はIC取扱事業者のシステムに登録されていること。
- 2 前項により使用停止措置を行った当該記名式カードは、旅客が再発行整理票交付日の翌日から14日以内に次の第1号及び第2号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限って、当該記名式カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名式カードを再発行する。
- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該記名式カードの記名人本人であることを証明できること。
  - (2) 旅客が前項により交付された再発行整理票を提出すること。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式カード1枚につき紛失再発行手数料520円及びデポジット500円を収受する。
- 4 当該記名式カードの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した記名式カードが発見された場合に、当該記名式カードを再発行用の媒体として使用することはできない。
- 5 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名式カードが発見された場合で、当該記名式カードのデポジットを収受している場合、当該記名式カードの記名人はデポジットの返却を請求することができる。
- 6 第1項及び第2項に定める取扱いについては、代理人による取扱いを認めるものとし、再発行整理票のほか代理人本人の公的証明書とともに、次の各号を呈示する場合のみそれに応じるものとする。
- (1) 記名人本人の公的証明書（写し含む）
  - (2) 記名人本人からの委任状

(障害再発行)

第23条 KURURUの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、所定の申請書を提出したときは、請求日翌日の営業開始時間までに当該KURURUの使用停止措置と再発行整理票交付の手続きを行う。

- 2 前項により再発行整理票が交付された当該KURURUは、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に前項により交付された再発行整理票を提出し、発行を請求した場合に限って、当該KURURU裏面に刻印されたものと異なるカード番号のKURURUを再発行する。
- 3 当該KURURUの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該KURURUを再発行用の媒体として使用することはできない。
- 4 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の

取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失によりKURURUが障害状態になったと認められ、第20条第6号により無効となった場合

5 第1項及び第2項に定める取扱いについては、前条第6項を準用する。

(KURURUの交換)

第24条 当協議会、IC取扱事業者又はおでかけパスポート実施主体の都合により、旅客が使用しているKURURUを、当該カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のKURURUに予告なく交換することがある。

(免責事項)

第25条 KURURUの交換又は再発行により、表面のデザイン又は裏面に刻印されたものと異なるカード番号のKURURUを発行したことによる旅客の損害等については、当協議会はその責めを負わない。

2 紛失した記名式カードの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害については、当協議会はその責めを負わない。

3 この規則に定めのない、ICカードを媒体としたサービス(当協議会が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

## 第6章 払いもどし

(払いもどし)

第26条 旅客が、所定の申請書によりKURURUの解約を申請したときは、払いもどしを行う。

2 前項により払いもどしを行う場合、当協議会は、無記名式カードにあつては持参人に払いもどしを行い、記名式カードにあつては、公的証明書等の呈示により、当該記名式カードの記名人本人であることを証明した場合に払いもどしを行う。

3 記名式カードの解約については、代理人による取扱いを認める。代理人による取扱い時には、代理人本人の公的証明書等とともに、次の各号を呈示する場合のみそれに応じるものとする。

(1) 記名人本人の公的証明書(写し含む)

(2) 記名人本人からの委任状

4 記名式カードの解約で、前項各号を呈示できない場合は、代理人の誓約書による取扱いを認める。

5 前各項の払いもどしを行う場合は、KURURU1枚につき払いもどし手数料(以下、「払いもどし手数料」という。)210円を収受する。

6 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、所定の申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを行う。この場合、運送約款等に定める払いもどしを行い、IC定期乗車券から定期乗車券の機能のみを消去して返却する。

- 7 旅客が、I C定期乗車券が不要となり、所定の申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該I C定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、運送約款等に定める定期乗車券の払いもどし及び記名式カードの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。
- 8 第6項の払いもどしを行う場合は、I C定期乗車券1枚につき運送約款等に定める定期乗車券の払いもどし手数料額（以下「定期乗車券払いもどし手数料」という。）を収受し、第7項の払いもどしを行う場合は、I C定期乗車券1枚につき払いもどし手数料と定期乗車券払いもどし手数料の合算額を収受する。ただし、定期乗車券の払いもどし額が、定期乗車券払いもどし手数料未満のときは、そのすべてを定期券払いもどし手数料とする。
- 9 前各項（第6項を除く）により払いもどしを行う場合で、当該KURURUのデポジットを収受している場合には、あわせてデポジットを返却する。
- 10 KURURUの払いもどしの申し出を受け付けた後、払いもどしの取消し、及び当該KURURUの機能の復元をすることはできない。

## 第7章 特殊取扱い

### （KURURUの変更）

- 第27条 旅客が無記名式カードを差し出して、所定の申請書を提出したときは、記名式カードの変更を行う。なお、記名式カードから無記名式カードへの変更は行わない。
- 2 旅客が有効期間終了後の小児カード又は小児障害者カードを差し出して、一般カード又は障害者カードへの変更を申し出た場合は、KURURUの種別変更を行う。
  - 3 前各項の取扱いを実施する際、デポジットは新しいカードに引き継ぎ、手数料は徴収しない。

## 第8章 その他

### （乗継割引）

- 第28条 同一の無記名式カード又は記名式カードを使用して90分以内にバス等乗り継いだ場合、乗継後の運賃から所定の額を割り引く。ただし、おでかけパスポートは除く。
- 2 割引額は、一般カード50円、小児カード及び障害者カード30円、小児障害者カード20円とする。
  - 3 I C定期乗車券による定期区間乗車は、乗継割引を適用しない。
  - 4 前各項で定める乗継割引の条件及び割引額は、予告なく変更することがある。

### （エコ定期）

- 第29条 エコ定期とは、次項に定める対象者が、第3項に定める適用日にI C定期乗車券を使用して同I C定期乗車券を発行する地域交通事業者の定期区間外で乗車する場合に適用される割引運賃をいい、この場合の運賃は1乗車100円とする。なお、小児カード及び小児障害者カードは1乗車50円とする。
- 2 対象者はI C定期乗車券の記名人本人のほか、記名人本人の家族（同居する2親等以内に限る）とする。なお、記名人本人の家族は、記名人本人と同時に同一経路を利用する場合に限り対象とする。
  - 3 適用日は、土曜日、日曜日、祝休日、8月13日から16日まで及び12月29日から1月3日

までとする。

- 4 IC定期乗車券によるエコ定期適用乗車には、前条の乗継割引を適用しない。
- 5 前各項で定めるエコ定期の条件、割引額及び適用日は、予告なく変更することがある。

#### 附 則

- 1 この規則は、2024年12月17日から施行する。
- 2 地域交通事業者及びカード発行事業者におけるKURURUの取扱いは、2025年2月1日から開始する。
- 3 地域交通事業者の車両等におけるICカードの取扱いは、2025年3月1日から開始する。
- 4 前項にかかわらず、おでかけパスポートは2025年2月1日から28日までの間に限り、第8条第2項に定める路線において、おでかけパスポート実施主体が定める特別運賃の適用を受けるために、乗務員に提示して使用することができる。

#### 別表1



#### 別表2

(地域交通事業者)

アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社、長野市、須坂市、飯綱町、高山村

(カード発行事業者)

長野市公共交通活性化・再生協議会